

令和5年 第5回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年 5月29日(月) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名

農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範

5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩

会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央

5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸

8番 宮越 美秋

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 会期の決定(別記のとおり)

第3 諸報告

第4 議案第22号 農地移動適正化あっせん事業について

第5 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について

第6 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長補佐 小澤 宏之 係 長 金城 朋子
主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第5回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番松崎久範委員、5番上野光正委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日5月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、5月の業務報告について、でございます。

11日に、「高鍋町環境保全型農業推進協議会総会」が開催をされております。会長が出席しております。

11日と12日に、「農業者年金業務担当者会」が開催されております。

同じく 12 日に、「JA 児湯管内総合農政推進協議会幹事会」が開催されております。

15 日に、「臨時議会」が開催されました。

同じく 15 日に、「地域計画に係る児湯農林振興局との協議」を行っております。

16 日に、「市町村農業委員会事務局長会議」が開催されました。

17 日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会県外先進事例調査」が行われました。

19 日に、「農業委員会新任職員研修会」が開催されております。

20 日に、「農業委員会委員選定委員会」と「農地利用最適化推進委員選定委員会」が、開催されております。

23 日に、「宮崎県農業会議の巡回」が行われました。

同じく 23 日に、「農地売買に関する協議」を行っております。

更に、同じく 23 日に、「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会総会」が川南町で開催されました。

24 日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会 幹事会」が開催されました。

30 日から 31 日まで、「全国農業委員会会長大会」が東京都で開催され、会長が出席します。併せて県選出国會議員への要請活動も行うこととなっております。

同じく 31 日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会総会」が開催され、副会長が出席いたします。

5 月の総会関係でございますが、22 日に現地調査を行い、本日 29 日が、総会となっております。

続きまして、6 月の業務計画でございます。

8 日から「高鍋町議会定例会」が開催されます。

13 日と 16 日に、「農業委員会サポートシステム操作研修会」が開催されます。

6 月の総会関係でございますが、21 日に現地調査、28 日に総会を行うこ

ととしております。

なお、総会終了後には、引続き、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されます。よろしくお願いいたします。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

[事務局]

3 ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。

3 月総会承認分、農地法第 5 条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの展示場及び駐車場の件、5 月 8 日付けで許可となっております。

4 月総会承認分、農地法第 4 条、〇〇〇〇さんの宅地の拡張の件、農地法第 5 条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの建設業事業敷地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの一般個人住宅建築の件、5 月 11 日付けで許可となっております。以上です。

4 ページをお開きください。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」です。読み上げます。

1 番、農地の所在、大字〇〇字〇〇****番*、田。

賃貸人が公益社団法人宮崎県農業振興公社、賃借人が〇〇〇〇さんです。

本日の議案第 25 号に関連しております。

続きまして、2 番、農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田。

賃貸人、〇〇〇〇さん、賃借人、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

3 番、農地の所在、同じく〇〇****番です。

賃貸人が公益社団法人宮崎県農業振興公社、賃借人が〇〇〇〇。

こちら 2 番、3 番が、本日の議案第 24 号に関連しております。以上です。

5 ページをお開きください。

「農地の時効取得に関する通知について」です。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、地目、田については、〇〇〇〇

さんが取得されました。御確認ください。以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第22号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6ページをお開きください。議案第22号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和5年5月16日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 高鍋町大字○○字○○*****番*

畑 1, 450㎡ ほか1筆

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申し出

担当委員 7番 坂本 幸 推進委員

順番委員 8番 宮越 美秋 推進委員

よろしくお願いします。

日程番号5、議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。9ページをお開きください。

議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 現況 畑 304㎡

使用貸借です。

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当の松崎委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番、説明します。これは〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの使用貸借です。

転用目的は、一般個人住宅の敷地及び駐車場と庭ということです。

申請地は、〇〇線を西へ行くと、右側に〇〇があり、そのすぐ先を右に曲がって、30m行ったところの右側にあります。

11、12ページを見てください。申請地****番*と宅地****番*、は、宅地と農地の段が、農地が一段低くなっておりまして、気にはなりましたが、基礎工事の際に掘った土を使用するということで、また、足りない分は購入をし、高さを宅地と同じ高さにするということです。

13ページを見てもらえますか。申請地の黒くなった部分が住宅の敷地となります。

それと右側の黄色で囲んであるところが、駐車場でありまして、ここはカー

ポートを設置されて、カーポートの下部のみ舗装ということです。

緑色で囲んである部分が、庭ということです。子供が遊ぶ庭ということです。

建設費、諸経費の合計は〇〇〇〇円で、住宅ローンが〇〇〇〇円、自己資金〇〇〇〇円で、住宅ローン仮審査、貯金者情報照会添付と書いてありました。

申請地の雨水は、地下浸透で、土砂流出については、西側農地の境にブロック塀を設置し、道路側は既存する垣根を活用し、土砂流出を防ぎますということです。また、生活排水は、浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。これについては、高鍋保健所への浸透枳設置についての手続きは許可後行うということです。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。貸付人と借受人は親子で、父親の土地を借りて息子さんが住宅建築をされます。

申請地は、第1種農地ですが、連続した家屋に接続した農地であるため、不許可の例外の「集落接続」に該当し転用対象です。

借受人は、他の宅地で住宅建設の検討をしましたが、条件が合わず断念されております。また、貸付人の住宅と申請地の間にある宅地****番*で住宅建築を検討しましたが、貸付人の住宅との間が狭くなるとのことで不都合が生じるため、申請地を含めて検討をしたところ、不都合が解消されることから適地と判断したということで、転用はやむを得ないと判断します。

本案件について、10ページから12ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

13ページは配置図で、住宅は、申請地と宅地にまたがるように建設をされます。申請地の部分には、住宅の一部が建ち、駐車スペース、庭ができる計画となっております。

なお、申請地は、町の社会教育課で埋蔵文化財包蔵地外との確認済です。

費用については、住宅ローンと自己資金で賄うということで、資金の証明が添付されており、資金についても問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。14ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

地目 田 ほか13筆 36, 126㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの無償移転です。

共同認定農業者である〇〇〇〇さん親子の父〇〇〇〇さんから子〇〇〇〇さんへの贈与です。甘藷、大根などを栽培されています。

申請地は、県道〇〇線に〇〇があり、南側に****番*があり、現地を確

認したところ、水稻が栽培されていました。

またその横の東側に****番があり、先ほど説明があった、農地中間で〇〇〇と合意解約し、現地を確認したところ、代掻きがしてありました。

〇〇線の〇〇から西へ350m行き、北へ250m行った、横の西側に****番*、*、*と****番*があります。現地を確認したところ、一枚の畑で、甘藷が栽培されていました。

〇〇から西へ80m行き、北側に****番*があります。現地を確認したところ、甘藷が栽培されていました。

〇〇から北へ400mに十字路があり、西へ100mの北側に****番*と****番*があります。現地を確認したところ、一枚の畑で甘藷が栽培されていました。

そこから西へ200m行き、北へ150mの西側に****番*と*があります。現地を確認したところ、一枚の畑で甘藷が栽培されていました。

その南側に****番*があります。現地を確認したところ、甘藷が栽培されていました。

そこから西へ200m行き、****番*と*があります。現地を確認したところ、一枚の畑で甘藷が栽培されていました。

価格は無償です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1番から2番まで、2件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。16 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

地目 田 ほか61筆 42, 558㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの再設定の利用権貸借でございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係であります。この資料の順番で説明していきたいと思います。

一番最初の〇〇の****番*は、〇〇〇〇さんのハウスがあるのですが、その真裏、南側になるのですが、そこに****番*はございます。現状は早期水稻が植えてありました。

次の〇〇の****番*は、〇〇に〇〇〇〇さん、〇〇地区になるのですが、その人のハウスが〇〇にありまして、そのハウスから西に50mほど行くと、すぐ農道の角にございます。ここも早期水稻が植えてありました。

それから〇〇の****番*からずっと下まで〇〇が続きますが、その最後の****番*までは、先ほど説明しました〇〇のそれからまだ西へ80mほど西に向かうと、****番*から****番*がまとまってございます。横並びと真南側に2筆っていうような形でございました。ここも現状は早期水稻が植えてありました。

それから〇〇****番*は、〇〇から東に直線になりますけども、140mほど行くと、〇〇の〇〇〇〇さん宅があるのですが、そのすぐ北側に

ございます。また〇〇の****番はそこから南に40mほど行って、右側に
ございます。この2筆とも早期水稻が植えてありました。

そして次のページになりますけども、〇〇の****番*と****番*
と****番*、****番*は、今説明した****番から60mくらい農
道を行ったらT字路になるのですけども、そこから60mほど〇〇側になるの
ですけども、西に行くと、****番*に着きます。また、その突き当たりを
反対の東に行くと、****番*、そして、すぐ道路挟んで南西側になるので
すけども、****番*がございました。この3筆は飼料稲が植えてありまし
た。

〇〇の****番*は、****番*、先ほど説明したところから、西へ8
0mほど行って、南へ50mほど行くと、〇〇の****番*があります。そ
こから、東へ50mほど行くと、〇〇の****番*があります。ここも飼料
稲が植えてありました。

次に〇〇の****番*と****番*は、****さんの実家の裏に倉庫が
あるのですけども、その裏になります。北側です。そこは飼料稲とか苗床のハ
ウスが2棟建ってありました。

今度は〇〇の****番から****番までの3筆は、〇〇の県道の交差点
に信号があるのですけども、〇〇に上がる方向です。交差点を〇〇方面に県道
を150mほど進んで、西へ100mほど行くとございます。ここも3筆とも
早期水稻が植えてありました。

〇〇の****番*は、今のところから30mほど今度は逆に戻るような感
じになりますけども、そこにごございました。そこはきれいに耕運されていまし
た。

何も植えてありませんでした。

〇〇の****番*と次のページ****番*、****番の3筆になりま
すけども、先ほど説明したところを、県道を挟んで東に、20mほど行ったと
ころにこの3筆はございます。こちらは早期水稻が植えてありました。

〇〇の****番と****番は、先ほど言った信号の交差点の県道をやは
り〇〇方面に100m行き、西に100mほど行ったところに2筆が連なって
ありました。ここも早期水稻が植えてありました。

〇〇の****番*は交差点から〇〇方面にまた行くのですけども、50m

ほど行った、すぐ左側にありました。ここも早期水稻が植えてありました。

また〇〇の****番*から〇〇の****番*の4筆となりますけども、交差点のすぐ北東側、ちょうど角になるのですけども、そこになります。ここも早期水稻が植えてありました。

また、〇〇の****番*と****番*は、交差点から県道を40mほど行ったところの道路側の南側になります。ここも早期水稻が植えてありました。

また、〇〇の****番は県道沿いにある〇〇ってあるのですけども、旦那さんが〇〇の職員なのですけども、その奥さんがやっているのですけども、その建物から直線で結ぶと約250m行ったところに、三角の田んぼになるのですけどもございました。ちょっと山手に近いところになります。ここも早期水稻が植えてありました。

次に〇〇の****番*から****番*は、やはり〇〇のところから北へ150mほど行ったところにございました。ここも早期水稻が植えてありました。

〇〇の****番と****番は、ここも〇〇からちょっと北東方面に80mほど行ったところにございました。ここも早期水稻が植えてありました。

〇〇の****番*は、〇〇前の県道を東へ40mほど行った、道路沿いの北側にございました。ここも早期水稻が植えてありました。

〇〇に入ります。〇〇の****番*から****番*は、一まとめにありました。先ほど言いました〇〇の前の県道〇〇線を〇〇橋方面、〇〇方面に300mほど行った県道を一段下がるような感じになりますけども、その左側に5筆ともございました。ここも早期水稻が植えてありました。

次のページになります。〇〇の****番*は、〇〇の牛を養っている〇〇〇〇さんところの牛舎から、50mほど先に行ったところの道路左側にございました。ここはきれいに耕運がされていました。

また、〇〇の****番*は、〇〇の前の道路を右に200mほど行って〇〇のすぐ横、左側にございました。ここも早期水稻が植えてありました。

そろそろ佳境に入りますか。〇〇の****番*から〇〇の****番*と*、3筆、それと、ちょっとここは飛ぶのですけども、****番*っていうのが、このページの下から4番目にございます。ここがちょっと近いのでまとめて、説明したいなと思っております。

〇〇の近くに、〇〇の〇〇っていう小さな橋があるのですが、そこを南に通って、堤防を下っていくと農道がありまして、そこを20mほど進むと、****番*が左側にあって、右側に****番*がございます。

その農道をまた50mほど前進すると左側に****番*、右側に****番*がございました。4筆とも飼料稲が植えてありました。

それと今度は、〇〇の****番*と****番*は、〇〇の南側の堤防を東の方面に350mほど行って、北へ直線になりますけども、100mほど行ったところに2筆が隣同士にございました。ここも飼料稲が植えてありました。

次に〇〇の****番*で、先ほど説明したので飛んで****番*と**番*は、同じく堤防を東へ200mほど行って、北へ50mほど行ったところにごございました。ここも飼料稲等が植えてありました。

〇〇の****番*と****番*と****番*の3筆は同じく〇〇の南側の堤防を東へ100mほど行って、すぐ20mほど降りたところに3筆ともございました。ここも飼料稲が植わってありました。

〇〇〇〇さんは、認定農業者でございます。早期水稻、飼料稲、白菜、キャベツなどを大々的に栽培している人です。

期間は10年で、賃借料は親子間なのでございせん。以上でございます。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページをお開きください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか3筆 7,788㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

〇〇の土地につきまして、小嶋推進委員より、〇〇の土地について、坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。上から 2 番目の方から説明します。大字〇〇字〇〇****番*は〇〇の南側の〇〇から、町道を西へ 2 0 0 m 行ったところの T 字路の左手前の 1, 4 9 6 m²の農地です。

また、1 番目の〇〇****番*は先ほどの T 字路交差点を左折し、2 0 0 m 南下した、右側山裾の 1, 5 8 7 m²の農地です。

今からの耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇さんは早期水稻、飼料稲、野菜を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、2 筆とも飼料稲が植えられていました。

なお、賃借料は 1 0 a 当たり玄米〇〇kg で、契約期間は 5 年間だそうです。以上です。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権設定です。〇〇〇〇さんにつきましては、小嶋推進委員で説明されましたので、省かせていただきます。

申請地については、〇〇から西に約 2、3 0 m 先を左折して、6 0 m 先の T 字路を右折した左側に〇〇****番*と西隣に****番*があります。どちらも早期水稻が作付けされてありました。

契約期間は 5 年間で、1 0 a 当たり玄米で〇〇kg です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 2 番まで、2 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 2 番まで、2 件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって 1 番から 2 番まで、2 件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

〔議長〕

日程番号 7、議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1 番から 3 番まで、3 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。22 ページをお開きください。

「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 8,833 m² ほかに 13 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

〔議長〕

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。まず今回の承認申請について経緯を説明します。〇〇〇〇様と〇〇〇〇は以前より申請と異なりますが、3 か所に異なりますが、〇〇、〇〇、14 筆の畑を、公社を介して賃借権設定をされていましたが、〇〇〇〇様が亡くなり、相続人である〇〇〇〇様と新規での申請になりました。

まず、〇〇〇〇****番、8, 833 m²、ほか2筆の場所は、〇〇より、西に直線で400 mのところの山手の畑です。自社のビニールハウスが建っております。すぐ横です。

それと〇〇****番*、7, 627 m²、ほか2筆、畑。場所は〇〇を西に100 m行くと、〇〇があります。その十字路を北の方向に250 mのところの畑です。3筆が1枚になっておりました。〇〇が植えてありました。

次が〇〇****番、5から6筆、場所は〇〇の前の道路を北に80 mのところを東に200 mくらいを行ったところの畑です。7筆いずれも〇〇が植えてありました。一枚になっておりました。14筆で総面積37, 583 m²になり、期間は10年で、年間10 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 6, 137 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

7 番、説明いたします。〇〇〇〇様より〇〇〇〇さんへ公社を介しての利用権の設定です。〇〇〇〇様は甘藷、ごぼう、干し大根などを生産されている認定農業者です。申請地は、〇〇で〇〇の工場から〇〇の方向に 80 m くらい行ったところに〇〇って、〇〇に〇〇、〇〇などを、〇〇を植えて生産する工場があります。その東隣になります。6, 137 m²の畑です。

期間は5年で、貸借料10 a 当たり年間〇〇〇〇円だそうです。

現地を確認したところ、芋の苗が植えてありました。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 1, 897.34 m² ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して〇〇〇〇さんとの農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。

〇〇〇〇さんは甘藷、ごぼう、大根等を生産される認定農業者です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から西に約 4、50 m 先の T 字路を左折して、約 200 m 行った、右側になります。農地は甘藷が作付けされてありました。

契約期間は5年間で、10 a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1 番から 3 番まで、3 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 3 番まで、3 件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって 1 番から 3 番まで、3 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の 4 番から 5 番まで、2 件の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が橋口卓史推進委員本人である案件でありますので、高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、橋口卓史推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口卓史推進委員は、退室をお願いします。

(橋口卓史推進委員 退室)

それでは、4 番から 5 番まで、2 件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24 ページをお開きください。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 223 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。○○○○さんから農地中間管理事業を使つての県農業公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字○○字○○****番*は、○○から北東へ150m行ったところの223㎡の農地です。

今からの耕作者は、認定農業者の橋口卓史さんです。皆さんも御存知のとおり橋口さんは推進委員で、町内で早期水稻や飼料稲を幅広く栽培されています。

現地を確認したところ、きれいに耕運したばかりの状態でした。

賃借料は1筆、年額○○○○円ですので、10aあたりに換算いたしますと、○○○○円です。契約期間は10年間だそうです。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字○○字○○****番* 田 822㎡

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地の大字〇〇字〇〇****番*は、先ほどの****番*の北隣**
**番の*筆挟んだ北側の 8 2 2 m²の農地です。

橋口卓史さんは先ほど説明いたしましたので、省略いたします。

現地を確認したところ、こちらもしきれいに耕運したばかりの状態でした。

賃借料は 1 0 a 当たり玄米〇〇kgで、契約期間は 1 0 年間だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

[事務局]

すみません。一応今ので確認なのですが、〇〇〇〇さんから橋口卓史さんに耕作者が変わった部分は使用貸借になりますので、一応確認です。お願いいたします。

[議長]

それでは、事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

4 番から 5 番まで、2 件の案件について、一括して採決することといたします。

4 番から 5 番まで、2 件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって 4 番から 5 番まで、2 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

橋口卓史推進委員は、席へお戻りください。

(橋口卓史推進委員 入室)

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和５年第５回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 １４時５４分)